

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理 番号	352	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

災害援護資金(岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府)

提案団体

長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

令和6年の地方分権改革に関する提案募集において議論がされたが、市町村の支弁によるものであり、市町村が返還をすべきであるという結論であった。しかしその後も支障は依然としてあり、当県では令和7年度国の施策並びに予算に対する提案・要望においても引き続き要望を行った。また、全国市長会においては、「理事・評議員合同会議決定 令和7年度国の施策及び予算に関する提言」(令和6年11月14日)の中で、自立支援給付費等におけるやむを得ない事情による負担金の返還の取り扱いについて制度を見直すよう提言しており、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議においても、「令和6年度障害者福祉施策に関する要望書」(令和6年7月)で取扱いの見直しを求める要望が提出されているなど、全国的に見ても、対応の必要性の高い課題となっている。

【現行制度】

都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を支払っている。

指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。

市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

【支障事例】

当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求

めるよう依頼した。

当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】

全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。

自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。生活保護や介護保険制度では、消滅した債権額等の控除あるいは不納欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても同様の仕組みが必要と考えている。なお、これら生活保護及び介護保険制度における措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、かつ、あくまで、指定事業者の不正発生の予見や抑止が困難な事案において、徴収に努力を尽くした上でも回収困難となった場合等の取扱いを求める趣旨であることから、当該措置の実現が指定事業者の不正増加につながることはないと思料される。

【その他】

国民健康保険における診療報酬についても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、自立支援給付費等のみならず、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあつては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。

市町村にあつては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもつて的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条

指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2

指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項、第18条第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県

○令和5年度に不正受給による給付費（約2億円）の返還を求める事案が発生しており、現在告訴中である。事業者の所有する不動産を差し押さえる等の対応を行っているが、全額返還は困難であり、当市の負担となって

いる。

○当市においても指定取消処分を受けた事業者が実質的に廃業状態であったため、返還金の徴収ができず不能欠損処分となったが、当該分について国庫へ返還した事例がある。負担金であるため、国及び都道府県も負担割合に応じて、負担すべきであると考ええる。

○当市では、現在までに指定取消等による給付費返還事案はないが、今後そのような事案が発生した場合、給付費の返還ができない事業所もあると考えられる。その場合、市による負担金返還の肩代わりは不合理と考える。

○事業者の不正に対し、県などが行政処分や勧告を行った場合は、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る国及び県への負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても、市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行制度では、市町村の負担は大きい。生活保護費では、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われており、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

○そもそも自立支援給付費等の金額および支出負担が増大しているなか、事業所の不正請求によりさらに市町村が負担を被っている状態である。金額も多額であり、市町村の運営に支障をきたしている。

○介護保険制度とは異なり、事業者から回収できない分を全ての市町村が負担しなければならない事情も考慮すること。また、過誤についても原則として差額により調整できるような措置を講じること。

国に要望(16 都道府県障害福祉主幹課長会議)

○事業者からの返還金の徴収において、事業者から徴収不能である場合には、市町村の国庫返還により、市町村の想定以上の持ち出しが生じてしまう。

○指定取消等処分を受けた事業者に資力が無く返還が見込めない場合、国庫負担金が過大に交付されている場合、過大交付額は市の一般財源より返還することになってしまう。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○障害者自立支援給付費にかかる返還金と同様に、市町村に財政負担が生じる例としては、災害援護資金の貸付制度が挙げられる。熊本地震を受けて当市が貸付を行った災害援護資金について、償還期限が迫る中、借受人からの償還が難しい場合には、市町村が未償還分について肩代わりして国に返済しなければならなくなる。通常の災害において貸付金の償還免除が認められるのは、借受人が死亡、重度の障害を受けた場合や破産した場合に限られているが、東日本大震災では生活困窮を理由とする償還免除が特例として認められている(その場合、市町村から県、県から国への償還も免除される。)。しかしながら、災害がもたらす個人の日常生活への影響は、災害の規模とは関係がなく、また、被災による生活困窮から抜け出せない被災者がいることから、熊本地震をはじめとする他の災害でも生活困窮を理由とする償還免除が可能となるよう、制度改正を求める。

○障害者自立支援給付費に係る返還金については、当県でも類似のケースがあり、市町村による肩代わりは問題があると考えている。

また、これに類似するものとして、東日本大震災に係る災害援護資金についても、借受人の高齢化や生活困窮、行方不明等を理由とした滞納が県内自治体で発生しており対応に苦慮しているが、その背景には、障害者自立支援給付費と同様の制度的な構造があることから、あわせて見直しを求める。(当団体のほかに同様の意見が県・市・町から計 16 件提出あり)

各府省からの第 1 次回答

本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しておりであるが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第 18 条第 3 項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされませ

ん。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、免除の要件を緩和することは困難である。

なお、東日本大震災については、地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)及び関係政令により、様々な特別の措置がとられ、災害援護貸付金についても、償還期間の延長や特例的な免除を可能とするなどの、特別な措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法令上、介護給付費等の不正利得の返還請求事務を市町村が担い、返還の取消しに係る規定も適用されないとの回答だが、そうした制度の是正が必要であると考え、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革に提案したものである。

さらに、過大請求の未然防止が重要との主張であるが、現場の実態を正確に理解していただきたい。地方公共団体は限られた人員で出来る限りの対策を講じているほか、審査時は既に県・市町村による二重チェックを実施している。

当提案の契機となった返還の原因である不正請求は、虚偽の指定申請、個別支援計画の遡り作成、実態のない支援記録や署名・押印の偽造等、初めから行政を欺くことを目的とした悪意ある行為によるものであり、事業者はその事実の発覚を防ぐため、出勤簿やシフト表の偽造、監査時の口裏合わせ等、巧みに準備を重ねており、運営指導で見抜くことは極めて困難である。実際、これらの行為の多くは、施設従事者や利用者による通報を契機に発覚している。

市町村の審査等に何ら落ち度がないにもかかわらず、悪意ある行為の肩代わり返済を求めるのは不合理であるため、市町村のみに負担させるのではなく、制度設計者として障害福祉サービス等の適切な提供を確保する立場にあり、負担金を拠出している国も、一定の負担をすべきである。

令和3年度地方財政白書において、「さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、一般財源の確保が極めて重要」と記載されているとおり、一般財源は地方公共団体の行政サービスに投入されるべきものであり、それを不正請求の穴埋めに充てることは、到底納税者たる住民の理解を得られるものではない。

以上より、法令の定めと一蹴せず、制度を見直すことを、切に願います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【花巻市】

「事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要」とは言うが、事業所の指定・指導権限は都道府県にあり、市町村において「不正による過大請求」に対して給付費の支給(国保連からの請求)時に即時的に対応することは困難と思われる。そのような事態が発生した場合に、給付費の返還徴収まで市町村の責任で行うことは、市町村の負担が大きい。加えて、事業所(事業者)が指定取り消し等により廃業等に至った場合、返還額の全額徴収が困難(その時点で事業者側に返還に対応できるだけの資産等がない)となり、該当分の負担金については市町村が負担して返還しなければならないため、ある意味「逃げ得」ともいえる事態になると思われる。市町村にのみ負担を求めるのではなく、都道府県や国においても一定程度責任を負っていただくような制度となるよう、引き続き検討をお願いしたい。

【高岡市】

本提案は、市町村に過失がないにもかかわらず、不正等を行った事業者の破産等により自立支援給付費等の

徴収が不能となった場合に、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求めるものである。第1次回答では、補助金適正化法における返還命令の取消しは適用されないとの見解が示されたが、本提案は、徴収不能時における市町村の財政的負担の軽減を求めるものである。生活保護制度においては、不納欠損処理による債権整理が制度化されており、行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還に係る現行制度においても同様の対応が必要であると考え、このことから、自治体財政に過大な負担を生じさせないよう、制度の早急な見直しを求めるものである。

【高槻市】

現在の障害者総合支援法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規程上は、当該提案の内容を実現することが困難であることは承知しているが、多くの地方自治体から共同で提案が出ていることを踏まえて、地方自治体に一方的な負担を強いることのないよう、支障の原因となっている関係法令の改正等を検討していただきたい。

【茨木市】

障害福祉サービスはその性質上、国、都道府県、市町村がそれぞれに財政的な責任を分担する規定となっており、市町村が義務を適切に果たしているにもかかわらず、その損害を市町村のみが負担すべきものとの一次回答については、再度検討をお願いしたい。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等に該当することだが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条「補助金等とする給付金の指定」において当該国庫負担金(障害者自立支援給付費国庫負担金)は列挙されておらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項又は第2項をもって返還命令の全部又は一部の取消が適用されないとの見解には疑義がある。

また、生活保護や介護保険制度では市町村に過重な負担とならないよう、補助金等について消滅した債権額等の控除あるいは不能欠損額の報告による清算が行われており、合理性があると考え、一方、障害福祉制度において少なくとも不能欠損処理となっているような客観的に徴収困難と認められる債権相当額については控除あるいは求償する仕組みがないことは、市町村に一方的な負担を強いていると言わざるを得ず、不合理であると考えられることから、生活保護や介護保険制度と同様に取扱われることが適切と考える。

加えて、中核市を始め、都道府県条例によって移譲されることにより、障害福祉サービス事業者への指導監督権限を持つ市町村もある。適正な監査によって発見された不正請求が、市町村にとって不当な損害になりうる制度の運用のもとでは、適正な指導監督に支障をきたす恐れも否定できない。

これらの課題を踏まえ、障害福祉分野における自立支援給付費国庫負担金においても交付要綱に規定する等により控除あるいは求償する仕組みを早急に整備されたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

【宮城県】

・被災者の生活再建支援という本制度の主旨に則り、被災者の生活に寄り添いながら最大限回収に努めているが、東日本大震災の際は、利率の軽減や償還期間の延長などの特例により、災害援護資金の貸付が強力に推進された経緯もあり、その結果として、借受人の経済的困窮や行方不明等により債権回収できない状況が多数生じている。市町村に何ら落ち度がないにも関わらず、現行制度においては未回収分を市町村が肩代わりして国庫償還しなければならず、市町村の財政運営に支障を来す事態が懸念されることから、やむを得ない事情により債権回収できない場合には都道府県及び国庫への償還を免除するなど、市町村における財政負担の軽減を、国地方の財政規律の観点から強く求めるものである。

・阪神・淡路大震災では、5回・17年の履行延期を経てもなお全額回収に至らず、最終解決手段として兵庫県及び市町村は債権を放棄したが、国は免除や放棄しなかったため、兵庫県が市町村向けに無利子貸付制度を設け、市町村はそれを原資に国庫を償還したという経緯がある。将来的に当県でも県と市町村だけが債権を放棄する事態になることを危惧している。

・今後、南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中、自治体が引き続き制度を利用していくことを前提とするのであれば、貸し倒れリスクを市町村のみが負うことのないよう、保証人や担保を必須化する、または貸し倒れリスクは国が負うなど、制度の見直しを実現いただきたい。被災者の生活再建に向けた他の制度も広がっており、本制度が見直されなければ、貸付という仕組みを維持すること自体が困難と考える。

【熊本市】

本事務について、市町村はあくまで事務の取扱主体であり、未償還部分について原資を貸し付けている国・都道府県ではなく市町村だけが負担しなければならないのは、国・都道府県から市町村への負担の転嫁であり、著しく不合理ではないか。生活困窮者等についても償還免除の対象にするなど、市町村に財政負担が生じることのないよう、制度の見直しを求める。

東日本大震災については、災害の規模を踏まえ、特例を設けたとのことだが、被災による生活困窮は他の災害でも生じるものであり、一般の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、借受人が生活困窮や

資力不足を理由に償還猶予をしている場合には、当然市町村から都道府県、国への償還も猶予しなければ、一時的にこそあれ、市町村に財政負担が生じうるため、市町村から都道府県、国への償還期間の猶予を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

本提案は令和6年の地方分権改革に関する提案募集においても提案されており、引き続き、多くの支障事例が挙げられている分野である。事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱い、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革の趣旨に鑑み、法改正による対応も含め、制度の見直しを強く求める。

【全国市長会】

障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある状況下においては、事業者の不正請求等事案に伴う返還金が多額になるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすと考えられるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

また、災害援護資金についても、提案と類似の支障を来す制度であるため、市町村だけが未償還分をすべて負担とすることがないよう制度を見直されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次回答のとおり本提案は昨年に引き続き提案されているが、本年は全国知事会や指定都市市長会も提案者となっていること、返還の義務を負うことに関し、他制度についても提案がなされていること、個別の自治体要望のほか、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の要望でも取り上げられていることから、地方公共団体の言わば総意として見直しが求められており、かつ、現場にとって返還が大きな負担となっていると考えられるため、改めて検討いただきたい。

当該国庫補助については補助金適正化法第18条3項に当たらないとのことであるが、その理由を具体的に示していただきたい。その上でやむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は法の不備とも言えるので、市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

給付費の返還金が徴収できない場合、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、障害者総合支援法や児童福祉法上、都道府県は事業者の指定や勧告・命令、国は市町村及び都道府県に助言・情報提供・その他の援助や措置を行うこととされていることから、公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。また、市町村について返還免除がされる仕組みになったとしても、市町村はその危険をなお自己負担分について負っている。2分の1の費用を負担者として国もその範囲において危険負担を負うべきではないか。改めて財務省等の法律所管省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第10条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、自立支援給付等はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成21年10月23日民集63巻8号1849頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

事業者の不正や過大請求の防止が重要であることは否定しないが、提案団体等によれば事業者が巧妙に不正を行い、研修や二重チェック等では看破できないケースも多くある。こうした場合まで含めて返還責任を市町村のみに負わせることは不合理であると考え、改めて制度の見直しを検討いただきたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

<市町村負担の見直しについて>

第1次回答では、期限どおり返済されている方もいることから免除要件の緩和は困難とのことであるが、本件はあくまで市町村負担の見直しを求めており、借受人の間の公平性について議論しているものではないため、御

指摘の点は当たらない。また、国・地方公共団体の債権保全の必要性を主張されているが、無資力の場合でも10年間経過しないと免除されない仕組みとなっており、その間市町村も償還に向けて必要な努力を行った上で、なお未償還として残る部分を全額市町村負担とすることについて、市町村が危険負担を負わなければならないのはなぜか。市町村に対する負担として重すぎるのではないか。

市町村も貸付時の審査事務を通じて責任を負っていること、また、そもそも貸付制度であり返済を前提とする制度であることから市町村が負担すべきとの見解であるが、都道府県・国が原資を負担していること、特に、国においては、災害対策基本法第3条第1項において「組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務」を有していること、また、同条第2項において「災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない」とされていること、さらに、災害弔慰金法第19条において災害援護資金の貸付けの申請機会確保のための制度の周知徹底が規定されており、市町村に貸付けを促す立場にあることを踏まえると、都道府県・国がリスクを負うべきではないか。

特に、行方不明者や少額償還者に償還免除の対象を拡大することで、市町村が肩代わりしなければならない支障の多くは解決可能であることから、これらについても償還免除の対象に加える必要があるのではないか。

上記の点について、関係府省と協議の上検討していただきたい。

<東日本大震災の特例の一般の災害への適用拡大について>

東日本大震災に認められる償還猶予及び償還免除の特例(以下「東日本特例」という。)について、被災による生活困窮は災害の規模に関わらず生じるものであり、一般の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、償還猶予における東日本特例については、市町村の立て替え負担がなく都道府県・国への償還がなされる制度となっているため、通常の場合であっても、東日本特例と同様に市町村の立て替え負担のない制度が可能ではないか。

なお、現行制度でも地方自治法施行令及び債権管理法の規定によって償還免除が可能であるとのことだが、当該規定に基づく償還免除は、今回のような国費や県費負担による貸付けの場合には、都道府県・国において、借受人の資力等を踏まえて個別に償還の見通し等、無資力の要件に該当するか否かを判断する必要があると思われることから、都道府県及び国での事務負担を考慮すると事実上困難ではないか。

各府省からの第2次回答

1次回答で回答したとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要があります。一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであり、また、介護給付費等は支給決定を受けた障害者等に支給するものを法定代理受領方式により事業者を支払っているものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。この点、本制度の扱いについては、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要です。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、まずは返済に向けてご努力いただくことが原則であると考えます。

市町村において債権放棄を行うことは、借受人の返済を免除することと同じであることから、上記の観点から、

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に定める免除事由以外の免除を認めることは困難であり、市町村が債権放棄した際に、国が当該債権に係る国への償還金の一部又は全部を負担することも困難である。

同法に基づき免除が行われた場合には、国及び都道府県に対する償還を免除することとしており、一定程度負担は行っているところである。

また、東日本大震災に係る災害援護資金については、一次回答で述べたとおり、未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)及び関係政令、並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)により様々な特別の措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいりたい。

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 7 年 12 月 23 日閣議決定)記載内容

4【こども家庭庁(4)】【厚生労働省(6)】

児童福祉法(昭 22 法 164)、国民健康保険法(昭 33 法 192)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 17 法 123)

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収(児童福祉法 57 条の 2 第 2 項、国民健康保険法 65 条 3 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 8 条 2 項)に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【提案と類似の支障を有する制度等】

4【内閣府】

(2)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭 48 法 82)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平 23 法 40)

災害援護資金(災害弔慰金の支給等に関する法律 10 条)については、以下のとおりとする。

- ・災害弔慰金の支給等に関する法律の特例(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 103 条)に基づく災害援護資金の貸付けに係る償還免除の対象範囲については、平成 23 年以降貸付けを行った東日本大震災に係る災害援護資金について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平 23 政令 131)13 条 5 項に定める最終支払期日から 10 年を最初に経過するまでに、災害援護資金の償還状況に係る実態調査を行い、その結果や被災地方公共団体の意見を踏まえ検討し、結論を得る。

- ・東日本大震災以外の災害に係る災害援護資金の償還については、被災地方公共団体の意見や償還状況を踏まえ、個別に対応を協議する。